

相談無料

全国一斉 養育費・児童扶養手当 ホットライン

2019年

4月19日 金 10:00-22:00

電話番号

ふよう よういく
0570-024-419

※上記は特設番号です。4月19日以外は御利用いただけませんので、御注意ください。
※通話料がかかります。PHSや050IP電話からは御利用いただけません。

児童扶養手当
はいつからもら
えますか？



養育費を受け取っ
ても児童扶養手当
はもらえますか？

養育費・児童扶養手当についての相談に弁護士が無料で対応します。

主催：日本弁護士連合会・宮崎県弁護士会

※宮崎県弁護士会の弁護士が対応する時間帯は12時～14時と17時～19時です。それ以外の時間帯や、回線混雑時は他県の弁護士会の弁護士が対応いたします。